

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岐阜県

2 構造改革特別区域の名称

美しいひだ・みの景観特区

3 構造改革特別区域の範囲

高山市、多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市及び瑞穂市並びに岐阜県可児郡御嵩町の区域の一部

4 構造改革特別区域の特性

(1) 伝統的・歴史的な美観風致を有する区域（高山市の区域の一部）

当該区域は伝統的建造物群保存地区とその隣接地区から成っており、隣接地区については高山市市街地景観保全条例により市街地景観保全地区の指定を受けている。

両地区が一体となって伝統的・歴史的な街並み景観を呈しており、地元住民により構成される団体が自主的に景観保全のための活動を行っている区域である。

(2) 良好な住環境を有する住居専用地域を中心とした区域（多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、瑞穂市及び御嵩町の区域の一部）

当該区域は、住居専用地域とその周辺の幹線道路沿道、商業地域等により構成される、違反広告物の掲出が多い地域であり、行政が定期的に違反広告物の簡易除却を行うとともに、住民から違反広告物に関する情報提供等があった際には簡易除却を速やかに行うなど、行政の簡易除却に係る執行体制が整っている区域である。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 伝統的・歴史的な美観風致を有する区域（高山市の区域の一部）

当該区域において、違反広告物の簡易除却が速やかに行われ伝統的・歴史的な街並み景観が保全されることにより、伝統的建造物の保全に対する地域住民の従来の意識の高さに加え、屋外広告物の景観に与える影響の大きさが認識されるようになるなど広告景観に対する意識高揚が図られ、ひいては歴史的・伝統的な美観風致に調和した広告物の意匠・形態の誘導が行われ、日本一美しい伝統的・歴史的な街並み景観を有する魅力ある観光・文化都市を形成することができる。

(2) 良好な住環境を有する住居専用地域を中心とした区域（多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、瑞穂市及び御嵩町の区域の一部）

当該区域において、違反広告物の簡易除却の要件が緩和され、かつ、簡易除却の対象物件が拡大されることにより、地域住民が行政に除却を要望する違反広告物のほとんどについて速やかな簡易除却を行うことができる。これにより、良好

な景観形成に向けた行政と地域の信頼関係が構築されるとともに、地域住民も景観形成の主体であるという認識のもと行政から地域への簡易除却作業の委任が行われるなど、地域コミュニティが活動する良好な住宅都市を形成することができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

- (1) 良好な景観形成を阻害する違反広告物の簡易除却を行うことにより、良好な街並み景観、住環境等を維持するとともに、地元住民等の景観に対する意識高揚を図り、ひいては良好な景観形成に向けた地域の自主的な活動又は行政と一体となった活動を促進する。
- (2) 当該構造改革特別区域において違反広告物が減少し良好な景観が維持されるなど一定の効果が認められることにより、当該構造改革特別区域外の市町村においても構造改革特別区域の設定の気運が高まることが期待され、これにより岐阜県下全域での違反広告物対策を推進する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 違反広告物の減少

当該構造改革特別区域において、次のとおり違反広告物の減少が見込まれる。
(単位：個)

高山市	現在	1年後
違反広告物総数	70	5
(現行屋外広告物法簡易除却可能物件)	35	0
(構造改革特別区域法簡易除却可能物件)	30	0
その他	5	5

多治見市	現在	1年後
違反広告物総数	3,000	2,000
(現行屋外広告物法簡易除却可能物件)	600	200
(構造改革特別区域法簡易除却可能物件)	900	300
その他	1,500	1,500

瑞浪市	現在	1年後
違反広告物総数	740	200
(現行屋外広告物法簡易除却可能物件)	270	0
(構造改革特別区域法簡易除却可能物件)	270	0
その他	200	200

土岐市	現在	1年後
違反広告物総数	500	100
(現行屋外広告物法簡易除却可能物件)	200	0
(構造改革特別区域法簡易除却可能物件)	200	0
その他	100	100

可 児 市	現 在	1年後
違反広告物総数	5,000	2,200
(現行屋外広告物法簡易除却可能物件)	1,500	100
(構造改革特別区域法簡易除却可能物件)	1,500	100
その他	2,000	2,000

瑞 穂 市	現 在	1年後
違反広告物総数	1,800	900
(現行屋外広告物法簡易除却可能物件)	800	300
(構造改革特別区域法簡易除却可能物件)	600	200
その他	400	400

御 嵩 町	現 在	1年後
違反広告物総数	120	10
(現行屋外広告物法簡易除却可能物件)	40	0
(構造改革特別区域法簡易除却可能物件)	70	0
その他	10	10

違反広告物総数・・・簡易除却可能な違反物件数＋野立広告物・壁面広告物等簡易除却不可能な違反物件数

(2) 地元住民等の景観に対する意識高揚及び地域の景観形成に向けた活動促進

岐阜県においては、質の高い県民性活の実現及び岐阜県への来訪者等に対するホスピタリティの向上による交流産業等の振興のため、行政と地域住民が一体となって「美しいひだ・みの景観づくり運動」を推進している。この運動の一環として、岐阜県屋外広告物条例に基づく「屋外広告物景観モデル地区」の指定による広告景観の手本となるモデル地域づくり、良好な広告景観の形成に向けて積極的に取り組んでいる市町村や地域の団体を表彰する「美しいひだ・みの景観づくり賞」等の屋外広告物に係る施策を実施している。

これら施策が有効に機能するためにも、当該構造改革特別区域においては、違反広告物が減少し良好な景観、住環境等が維持されることにより、地域住民等が、屋外広告物が景観を形成する重要な要素の一つであることを認識し、地域のまちづくりへの取組の一環として違反広告物のパトロール、景観ウォッチング等の活動を通じて、行政への情報提供、提言等を行うことが期待される。

また、既に景観に対する地域住民等の意識が醸成されている地域については、地域住民等が、行政からの委任を受けて違反広告物の簡易除却に取り組むほか、地域独自の屋外広告物のルールづくりを行うなど、良好な景観形成に向けた取組の主体となるべく活動することが期待される。

8 特定事業の名称

1209 屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその他実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- ・屋外広告物法第7条第3項又は第4項に基づく簡易除却事務
- ・景観モニター設置
県内の中学校区に1人ずつ、総数198名の景観モニターを設置し、各地域の景観に係る問題点について提言を受ける。
- ・美しいひだ・みの景観づくり賞
良好な広告景観の形成に向けて積極的に取り組んでいる市町村や地域の団体等の活動を表彰。
<表彰対象>
市町村部門・・・市町村による良好な広告景観形成の取り組み
団体部門・・・自治会、グループ等の団体による良好な広告景観形成の取り組み
<表彰件数>
各部門毎に、知事賞1件、入選数件
- ・高山市景観保存奨励事業（高山市）
市街地景観保存区域保存会への活動経費補助
市民が実施する高山市の景観にふさわしい看板への補助金交付
市街地景観保存区域行為補償（建築物・屋外広告物改修等）
- ・美しい風景づくり条例推進事業（多治見市）
多治見市美しい風景づくり条例に基づき、風景づくり団体の活動、風景づくり推進地区内での行為、風景市民遺産の保存等、優れた風景づくりの推進に貢献すると判断される行為について、技術的な支援や費用の一部助成を行う。
- ・可児市景観相談（可児市）
可児市内における都市景観の対象となる建築物、工作物、広告物等のデザイン、色彩及び緑化等の市民、事業者等の具体的な計画又は設計について、建築意匠、デザイン・色彩、緑化の各専門家がアドバイザーとして、専門的立場から助言又は指導を行い、良好な都市景観形成を図る。

別紙

1 特定事業の名称

1209 屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

高山市、多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、瑞穂市及び御嵩町

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成15年第5回岐阜県議会において岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成12年条例第4号）の一部を改正する条例案が可決され、同条例が施行される日

4 特定事業の内容

岐阜県では、事務処理の特例に関する条例により屋外広告物法第7条第3項及び第4項に基づく簡易除却事務を市町村に委譲しており、当該構造改革特別区域においても同じ実施体制で簡易除却を行うため、事務処理の特例に関する条例を改正のうえ構造改革特別区域法第18条の規定に基づく簡易除却事務を高山市、多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、瑞穂市及び御嵩町に委譲する予定である。

そして、これら市町において、市町職員自ら又は委任した者により、当該構造改革特別区域の設定範囲において、規制の特例措置の適用の開始の日以降事業を実施するものである。

5 当該規制の特例措置の内容

当該構造改革特別区域は、伝統的・歴史的な美観風致を有する区域及び違反広告物の掲出が多く、かつ、行政の簡易除却に係る執行体制が整っている区域であり、また地元住民等の景観に対する意識が強い区域であること等から、美観風致を維持するために屋外広告物法の特例措置の適用が特に必要がある区域と認められる。（詳細は別添のとおり）

【美観風致を維持するために特に必要があると認められる根拠（個別詳細）】

<p>高山市の一部</p>	<p>伝統的建造物群保全地区とその隣接地区から成っており、伝統的・歴史的な街並み景観を呈している。</p> <p>従来両地区とも地元住民で構成する景観保存会が形態意匠規制・協定基準を設けるなどきめ細かい景観保全活動を行っており、景観に対する意識が特に高い地域である。また、市も積極的に景観保全指導・助言を行っている地域である。</p>
<p>多治見市の一部</p>	<p>住居専用地域は、良好な住環境を求める地元住民の意向が強く、市が地元自治会との連携で簡易除却を行っている地区もある。</p> <p>国指定文化財の永保寺を中心とする風致地区及びこれに隣接する住居専用地区は、風致及び良好な住環境を維持する必要がある地域である。</p> <p>J R 多治見駅周辺の中心市街地は、市の玄関口として商店街によるまちづくりも進み、地元のまちなみに対する思いが強い地域である。</p> <p>主要道路については 2005 年愛知万博のアクセス道路となる路線もあることから、その沿道も含め美観風致の維持が必要であり、また、地元住民からの違反広告物の除却要望も強い。</p>
<p>瑞浪市の一部</p>	<p>良好な住環境が保たれている住居専用地域は、地元住民の美観風致に対する意識が高く、違反広告物の除却要望も強い地域である。</p> <p>J R 瑞浪駅周辺の中心市街地は、都市基盤の抜本的な改善、中核的拠点の創出及び生活空間の改善を基本方針とする中心市街地活性化のための整備が進められており、これに併せて良好な景観形成を図る必要がある地域である。</p> <p>道路の沿道については、地元自治会等が花壇等を設置するなど美観風致に対する意識が高く、また、地元住民からの違反広告物の除却要望も強い。</p>
<p>土岐市の一部</p>	<p>良好な住環境が保たれている住居専用地域は、地元住民の美観風致に対する意識が高く、違反広告物の除却要望が強い地域である。</p> <p>J R 土岐市駅周辺の中心市街地は、中心市街地活性化区域に位置づけられており、市の玄関口として特に美観風致を維持する必要がある地域である。</p> <p>道路の沿道については、地元自治会等が花壇等を設置するなど美観風致に対する意識が高く、また、地元住民からの違反広告物の除却要望も強い。</p>
<p>可児市の一部</p>	<p>住居専用地域は、地区計画により生垣・さくの構造や建築物の形態意匠を制限するなど統一した緑豊かな良好な景観が形成されていると</p>

	<p>ともに、まちづくり懇談会が開催されるなど景観に対する地元住民の意識が高い地域である。</p> <p>住宅団地内の商業地は、地区計画により良好な景観が形成されるなど今後もその維持・保全を進める必要がある地域である。また、名鉄西可児駅周辺は、土地区画整理事業及び地区計画により良好な街区環境と景観が形成されつつあり、今後もより一層の取組が必要な地域である。</p> <p>道路の沿道については、まちづくり団体等による景観形成活動、公共事業による景観に配慮した道路植栽等が行われているほか、違反広告物が多く地元住民からの違反広告物の除却要望も強い。</p> <p>また、可児市においては、簡易除却事務をシルバー人材センターへ委任し、県内の市町村の中でも特に積極的に簡易除却を行っている。</p>
瑞穂市の一部	<p>住居専用地域および道路の沿道ともに、違反広告物が多く地元住民からの違反広告物の除却要望も強い。</p>
御嵩町の一部	<p>全て住居専用地域であり、より一層の美観風致の維持を進めるためにも地元住民の景観に対する意識を一層高める必要のある地域である。</p>